


所管部課	学校教育部学校教育課	部長	阿部 晴彦		
件名	東大和市奨学資金貸付基金条例を廃止する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市奨学資金貸付条例			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>本条例は、奨学資金の貸付け等を円滑に行うために設置されたものであるが、東大和市奨学資金貸付条例が廃止されることに伴い、廃止する。</p> <p>(1) 施行日 平成28年4月1日</p> <p>(2) 影響及び効果 基金の現金残額については、施行日以降に一般会計に繰り入れる。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年10月 8日 行政評価推進会議において、奨学資金貸付事業の最終評価を審議。</p> <p>平成27年10月16日 教育委員懇談会において、奨学資金貸付事業の「廃止」の方向性を説明。</p> <p>平成27年10月19日 行政評価推進会議からの報告を受け、奨学資金貸付事業の最終評価を市長が了承。</p> <p>平成27年10月30日 教育委員会定例会において、「条例廃止に係る意見の申出」議決。</p> <p>・ 条例の案文は、文書課において審査済み。</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
平成27年第4回市議会定例会に議案として提案したい。					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。